

所得税・贈与税などの申告はお早めに

→課税課(内327)

申告書等作成・提出・問い合わせ

○立川税務署 〒190-8565立川市緑町4-2立川地方合同庁舎内 ☎(042)523-1181

申告書の相談・提出

日2月18日(月)～3月15日(金)(2月24日・3月3日(日)以外の土・日曜日を除く)

申告書の提出時間 午前8時30分～午後5時

相談の受け付け時間 午前8時30分～午後4時

注混雑時は受け付けを早めに締め切る場合や、混雑のため長時間お待ちいただく場合があります/公共交通機関をご利用ください

- ホームページもご参照ください
- 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>
- e-TaxHP <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 東京税理士会HP <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

郵便などでも提出できます

郵便または信書便で、所轄の税務署へ提出できます(ゆうメール・ゆうパック・ゆうパケット不可)。消印の日付を提出日と見なしますので、早めに送付してください。
※收受日付印のある控えが必要な場合は、複写式で作成またはボールペンなどで記載した申告書の控え、返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封

すべて記入済の確定申告書は市でも仮受け付けします

日2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後4時
(2月24日(日)以外の土・日曜日を除く)
場市役所書庫棟会議室

申告書の作成は国税庁HPで

国税庁HP内確定申告書等作成コーナーで作成した申告書は、印刷し郵送・信書便または直接立川税務署へ。
※e-Taxを利用し、パソコン・スマートフォンからの提出も可能です

マイナンバーが必要です

申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載と、下記の個人番号と本人確認ができる書類の提示または写しの添付が必要です(e-Taxからの場合、マイナンバーの記載以外不要)。

個人番号と本人確認ができる書類

- マイナンバーカードをお持ちの方=マイナンバーカード
- マイナンバーカードがない方=個人番号が確認できる書類(個人番号通知カード、個人番号の記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書)と本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証・年金手帳など)



申告・納税の期限と対象

納税方法 振替納税(*)・現金(納付書を添えて期限内に金融機関(日本銀行歳入代理店)または所轄の税務署へ)・e-Tax

(*)期限内に申告書を提出した場合のみ利用可。新規利用の方は、申告期限までに預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を税務署へ郵送などで提出してください。転居などで所轄の税務署が変わった場合も手続きが必要です

所得税・復興特別所得税

期限 3月15日(金) 振替日 4月22日(月)

対(1)給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、年末調整で所得税と復興特別所得税が精算されるので申告は不要です。ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は、確定申告が必要です。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える
 - ②給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える
 - ③給与を2か所以上から受けている
- ※確定申告をする義務のない方でも、次の場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税と復興特別所得税が還付される場合があります
- マイホームを住宅ローンなどで取得した
 - 多額の医療費を支払った
 - 災害や盗難に遭った
 - 年の途中で退職し再就職していない
 - 給与所得者の特定支出控除の特例を受ける

対(2)公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引き、残額がある方は確定申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には不要です。この場合も、還付を受けるための申告書を提出することはできません(外国からの公的年金などを受給しているなどの場合は除く)

対(3)退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものは確定申告が必要です。

対(4)(1)～(3)以外の方

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引き、残額のある方は確定申告が必要です。

注上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例など、一定の特例の適用を受けようとする方は、(1)～(4)に当てはまらない場合も確定申告が必要

贈与税

期間 2月1日(金)～3月15日(金)

- 対(1)個人から財産の贈与を受け、その合計額が110万円を超える方
- (2)相続時精算課税・住宅取得等資金の贈与税の非課

税を受ける方

注振替納税は利用不可

個人事業者の消費税・地方消費税

期限 4月1日(月) 振替日 4月24日(水)

- 対(1)平成28年分の課税売上高(輸出などの免税取引引きを含め、返品・値引き・割り戻しの金額を差し引いた金額)が1,000万円を超える個人事業者の方
- (2)消費税課税事業者選択届出書を提出している方
- (3)(1)(2)に該当しない平成29年1月1日～6月30日の課税売上高が1,000万円を超える方(同期間の1,000万円の判定は給与等支払額の合計額でも可)

財産債務調書・国外財産調書の提出は3月15日(金)まで

財産債務調書 申告書を提出する方で、平成30年分の総所得金額と山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ30年12月31日時点で3億円以上の財産または1億円以上の国外輸出特例対象財産を有する方(いずれも価額の合計額)

国外財産調書 平成30年12月31日時点で、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方

ご注意ください

還付金は銀行・郵便局などの口座に振り込みます

申告時に、振込先の金融機関名、預貯金の種別・口座番号(申告者本人の名義のみ)を正確に記載してください。
注口座名義が旧姓のままの場合、振り込み不可。本人の氏名以外に店名・事務所名などが含まれる場合は振り込みできないことがあります/インターネット専用銀行への振り込みの可否はインターネット専用銀行へお問い合わせください/ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合、確定申告書の還付される税金の受取場所欄に、貯金通帳の口座の記号と番号をつなげた7～13桁の数字を記載してください[再発行番号(記号と番号の間に表示される枝番)は不要]

医療費控除を受けるための手続きが変わりました

平成29年分の申告から、領収書の提出に代わり医療費控除の明細書の添付が必要となりました(平成29年～31年分の確定申告では、医療費の領収書の添付または提示でも可)。
注税務署から求められた場合、提示が必要となるので、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください

復興特別所得税は記載しましたか

還付申告を含め、すべての方に平成25年分～49年分の復興特別所得税(原則各年分の所得税額の2.1%)の申告・納付が必要です。

二七税理士にご注意を

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門知識が欠けているなどのため、依頼者が不測の損害を被るおそれがあります。

確定申告書配布場所(市内)

注申告書の数に限りがあるため、なくなり次第終了。記載のない書類は立川税務署へ

配布場所	期間	時間	配布書類
課税課(市役所第1庁舎)	1月29日(火)～2月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時	○確定申告書A・B ○医療費控除の明細書
市役所書庫棟会議室	2月18日(月)～(2月24日(日)以外の土・日曜日を除く)	午前9時～午後4時	○住宅借入金等特別控除関係 ○決算書 ○収支内訳書
いずみプラザ正面玄関入口	2月1日(金)～	午前8時30分～午後5時	○確定申告書A・B ○医療費控除の明細書
ひかりプラザエントランスホール		午前8時30分～午後9時30分 ※2月12日(火)・25日(月)は5時閉館	
本多公民館1階入口付近	2月1日(金)～(第1・3月曜日は除く)	午前8時30分～午後9時30分	
もとまち公民館1階入口付近	2月1日(金)～(第3月曜日、祝日は除く)		

税理士による無料申告相談の開催日程

申告書を作成して提出できます

◎午前9時15分～午後0時30分(受付=11時まで)・午後1時30分～4時(受付=3時30分まで)※混雑時は受け付けを早めに締め切ることがあります注小規模納税者の所得税、復興特別所得税、消費税、年金受給者・給与所得者の所得税、復興特別所得税の申告(土地・建物・株式などの譲渡所得のある場合を除く)物印鑑、源泉徴収票など収入が分かる書類など、申告に必要な書類注公共交通機関をご利用ください/提出のみの方は直接税務署へ/市民税・都民税の受け付けは行いません

会場	1月		2月						
	31日(木)	1日(金)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)	12日(火)	13日(水)
昭島市役所	●	●	●	●	●				
東大和市中央公民館			●	●	●	●			
リオンホール(cocobunji WEST5階)				●	●	●	●		
くにたち市民総合体育館					●	●	●	●	●
武蔵村山市民会館						●	●	●	●

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。